

## 第28回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月20日（木）午後1時30分  
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

### 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
  - (1) 報告第1号 農地法第4条の規定による許可について
  - (2) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可について
  - (3) 報告第3号 農地所有適格法人の設立について
  - (4) 議案第1号 農用地利用集積計画について
  - (5) 議案第2号 農地法第3条買受適格証明願について
  - (6) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (7) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (8) 議案第5号 農地法第5条許可後の事業計画変更について
  - (9) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (10) 議案第7号 非農地証明願について
  - (11) 議案第8号 農地等利用最適化推進施策の意見書（案）について
- 5 出席委員（15名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
7番 助川 悦夫	9番 高瀬 隆至	10番 郡司 裕一
11番 屋代 幸子	12番 森 隆道	13番 荒井 一夫
14番 越沼 良	15番 鈴木 賢一	16番 相馬 和恵
- 6 欠席委員 8番 阿見 芳 17番 木村 光一
- 7 本会に出席した職員
  - (1) 事務局長 伊藤 甲文
  - (2) 農業振興係主査 長谷野 まさえ
  - (3) 農地調整係長 金山 和弘
  - (4) 農地調整係副主幹 松本 武久
  - (5) 農政課農政係主査 菊池 琴乃
- 8 傍聴人（1名） 尾形 綾音

### 開会の宣言

午後1時28分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は15名であり、2名の欠席でございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから第28回農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、5番佐藤委員、6番唐橋委員を指名いたします。会議の書記につきましては、事務局の長谷野主査をお願いいたします。

議長（荒井 一夫） 今回、議案資料に追加案件がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（金山 和弘） <追加配布資料の説明>

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第4条の規定による許可について」及び報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を一括上程します。事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明 4～5 ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

議長（荒井 一夫） 佐藤委員。

佐藤 孝委員 5番佐藤です。4条5条関連ですが、申請番号6番と33番。第27回の総会では現況地目がその他となっておりますが、今回は畑となっております。これには何かの理由がありますか。

事務局（金山 和弘） はい。こちらは現況地目で表示するものなのでその他という記載が正しくなります。資料を訂正します。

佐藤 孝委員 その他と畑では全く異なりますが、現況は畑ではないのでしょうか。

事務局（金山 和弘） 4条につきましては、すでに建物が建っておりますことから、その他になります。5条につきましては、現況畑とさせていただきます。最終的に申し上げますと、4ページの4条現況地目畑につきましては、その他原野に訂正させていただきます。5ページの5条申請番号33番については畑のままにさせていただければと思います。

議長（荒井 一夫） 佐藤委員、大丈夫でしょうか。

佐藤 孝委員 はい。

議 長 (荒井 一夫) そのほかございますか。  
＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、報告第 1 号及び第 2 号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に報告第 3 号「農地所有適格法人の設立について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (金山 和弘) ＜総会資料追加配布分説明＞

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。質疑はございませんか。  
＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第 3 号を終わります。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第 1 号「農用地利用集積計画について」を上程します。

事務局 (菊池 琴乃) ＜総会資料説明 6～21ページ＞

農地中間管理機構特例事業 (所有権移転)	6件
利用権設定等促進事業	15件
農地中間管理事業 (集積計画一括方式)	1件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりました。

ここで議事参与について発表いたします。議案第 1 号中に、議事参与該当案件があることから、議案を分割して質疑・採決を行います。資料 1 1 ページから 1 4 ページに掲載の利用権設定等促進事業申請番号 1 0 - 4、1 0 - 5 及び 1 0 - 6 の 3 件について、3 番秋本委員が議事参与に該当いたします。つきましては、秋本委員は退室願います。

＜秋本委員退室＞

議 長 (荒井 一夫) これより 3 件の質疑を行います。質疑はございませんか。  
＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。申請番号 1 0 - 4 から 1 0 - 6 までの 3 件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了により 3 番秋本委員の入室を認めます。

＜秋本委員入室＞

議 長 (荒井 一夫) 続きまして、先に審議した 3 件以外の案件についての質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。議案第 1 号の

残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 22 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員 (越沼 良) ただ今の買受適格証明願1件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われまます。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は、原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料23ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員 (越沼 良) 農地法第3条の規定による許可申請3件について、事務局からの報告により調査、検討した結果、許可することに問題はないものと思われまます。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 特に質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

なお、申請番号33番については、後日条件付きで会長専決といたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料24ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果を報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員(越沼 良) 去る10月18日、事務局とともに現地調査班第2班が現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

上奥沢地内の申請番号8は、農地改良を行うための一時転用の申請です。現地は、隣接の道路から低い位置にあり農作業機械の乗り入れが不便なように見受けられます。また道路からの雨水流入も大いに懸念されることから、許可することに問題はないものと思います。

以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決をいたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、原案のとおり許可することといたします。

議 長 (荒井 一夫) 次に、議案第5号「農地法第5条許可後の事業計画変更申請について」を上程します。申請件数は1件です。事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料25ページ、別冊資料説明>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第5号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

申請件数は10件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料26～29ページ、別冊資料説明>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員（越沼 良） 調査結果についてご報告いたします。

加治屋地内の申請番号47番は、集落に接続する農地を建売分譲として転用する目的の申請です。現地は、三方が集落に接し、残る東側は農地となりますが、その農地への影響も少ないと思われます。許可することに問題はないものと思われます。

野崎1丁目地内の申請番号48番ですが、区画整理地内の住宅地に残る農地に一般住宅を建築する申請です。現地は、周辺が住宅に囲まれ、申請地は多少草が生い茂っていますが、許可することに問題はないものと思われます。

上石上地内の申請番号49番ですが、用途地域内の既存工場に隣接する農地を、新たな工場用地として転用する目的の申請です。北側に一部農地が残りますが、申請地は用途地域内であり周囲は工場や宅地化が見込まれることから、許可することに問題はないものと思われます。

南金丸地内の申請番号50番ですが、集落に接続する農地に事務所を建築する申請です。現地は、西側と北側は宅地、南側は国道に接し、東側に一部農地が残りますが影響はないものと思われます。許可することに問題はないものと思われます。

福原地内の申請番号51番から56番の申請案件ですが、集落に介在する農地に通常型太陽光発電施設及び駐車場を設置する目的の申請です。現地は、南を農地、残り三方は箒川の河川や山林に囲まれています。それぞれの申請地において、農地を含む周辺地域へ影響が出ないように施設を設置するとのことで、影響は軽微と判断してまいりました。こちらについて許可することはやむを得ないと思われます。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号49番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外の9件は原案のとおり許可することに

賛成の方は、起立願います

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号については、申請番号49番は許可相当とし栃木県農業会議に意見を求めます。また、それ以外の9件は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第7号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料30～31ページ、別冊資料説明>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員 (越沼 良) 調査結果についてご報告いたします。

荻野目地内の申請番号25番ですが、40年以上前から山林として管理されており、農地利用の形跡がありません。証明することに支障はないと思われま

す。親園地内の申請番号26番ですが、50年以上前から林として管理されており、農地利用の形跡もありません。証明することに支障はないと思われま

す。寒井地内の申請番号27番ですが、隣接地と一体となって造成され、平成6年ごろから宅地となったのち、資材置場として利用されており、復元することは非常に難しい状態です。証明することはやむを得ないと思いま

す。加治屋地内の申請番号28番ですが、平成6年ごろから自宅の敷地の一部となっており、農地に復元することは難しい状態です。証明することに支障はないと思われま

す。大久保地内の申請番号29番ですが、30年以上前から自治公民館としての敷地として利用されており、農地に復元することは難しい状態です。証明することに支障はないと思われま

す。両郷地内の申請番号30番ですが、30年以上前から山林として管理されており、農地利用の形跡もありません。証明することに支障はないと思われま

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第7号は、原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第8号「令和5年度農地等利用最適化推進施策の意見書（案）について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（伊藤 甲文） 議案第8号「令和5年度農地等利用最適化推進施策の意見書（案）について」をご説明申し上げます。

資料は本日追加で配付しておりますA3二つ折りでございます。意見書作成にあたりましては、委員の皆様、農業関係団体に意見・要望等の提出をお願いしております。今回、農業委員から4名、農地利用最適化推進委員から2名、認定農業者会ほかの関係団体からも意見の提出がありました。

今回お示しする意見書（案）については、昨年の意見書構成を踏襲し、農業委員会の必須業務である農地利用最適化推進に係る3つの事項、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約、新規就農等の促進に、農業施策全般の事項を加えた、合計4つの大項目でこの意見書を構成しております。

それでは、それぞれの概要について申し上げます。

第1の遊休農地の発生防止・解消については、農業経営基盤強化促進法の改正周知と円滑な農地貸借事業の推進と鳥獣被害防止対策における電気柵の予算拡充についての意見であります。

第2の担い手への農地利用の集積・集約については、地域計画策定に向けた市担当部局の支援要望と農地面積に応じた担い手支援についての2つの意見についてであります。

第3の新規就農・新規参入の促進については、新規就農者確保に向けた情報発信を充実してほしいとの意見であります。

第4の農業施策については、1つ目が農業者の所得向上に資する支援について2項目、コスト高騰等によって経費が増加している現状を踏まえた施策・支援策を継続・拡充することと、収入保険の加入助成制度について検討していただき、農家の保険料負担の軽減を図っていただきたいという内容となります。2つ目がスマート農業への支援、3つ目が米粉関連事業の推進ということで、本市が県内有数の米の産地ということで米粉の活用・調査を市の方で取り組んでいただきたいという意見を盛り込んでおります。

以上、こちらが第1から第4の大項目に9項目の意見を盛り込んだ意見書(案)となっております。

本日ご審議ののち、本議案が議決されましたら、本意見書を市長及び議長に提出いたします。日程は、10月31日（月）を予定しております。よろしくご審議のほどお願いいたします。



議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。  
質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり意見を提出することに賛成の方は、起立  
願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案のとおり意見を  
提出することといたします。

本日本日予定された議事の審議は、すべて終了しました。次に、その他に入  
ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありませんか。  
ないようなので、以上で第28回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時27分 閉会